

京都市交通局バナー広告掲載取扱要領

「京都市交通局」ホームページへのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広 告 媒 体	ホームページの名称	京都市交通局オフィシャルサイト
	ホームページのアドレス	https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/
	ホームページの内容	京都市交通局（市営バス・地下鉄）情報の発信
	アクセス数	交通局トップページの1日平均アクセス数 約6,200件（平成30年度の平均） （このデータは参考であり、毎日のアクセス件数を保証するものではありません。）
広 告 の 規 格	広告掲載位置	トップページ中央下部 （詳細な位置については指定できません。）
	規格	<ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告の大きさは、縦60ピクセル×横140ピクセル ・ファイルの容量は1バナーにつき20KB以内 ・ファイルの種類は「GIF」か「JPEG」とし、次の項目を遵守するとともに、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮すること。 ア 点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しない。 イ 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が見やすくなるように配慮する。 ウ 文字、イラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるように配慮する。
	枠数	24枠（1枠よりお申込みいただけます。）
掲 載 条 件	広告料金	1枠あたり月額16,200（消費税及び地方消費税相当額1,200円を含む）
	掲載期間	令和元年7月1日から令和2年3月31日 それぞれの枠については、各月の1日から月末の1ヶ月単位の掲載とし、土曜・休日となる場合は翌営業日とします。
	原稿の入稿期限	広告掲載開始の希望日より1週間前
	原稿の入稿方法	掲載するバナー広告を申込者（広告主）において作成し、完全データで入稿していただきます。また、バナー画像とともにリンク先URLをテキストデータにて入稿していただきます。 データ送信先 京都市交通局営業推進室広告係 TEL 075-863-5062 メールアドレス sf_shinsa@city.kyoto.lg.jp

広 告 の 範 囲	関係規定 (必ずお読み下さい)	京都市交通局広告掲出審査基準
	広告媒体の目的、性質等 に応じ定める個別の広告 掲載基準	なし
広 告 料 の 支 払 等	広告掲載料の支払	申込者は掲載の決定後、広告掲載開始日までに交通局の発行する納入通 知書により納入してください。
	広告掲載料未納の場合の 取扱い	申込者は未払いの広告掲載料があるときは、広告の掲載を行わない、又 は掲載中の広告については掲載を中止します。
	既納済広告料の返還	既に納付された広告料について、下記の場合について返還いたしません。 ただし、天災等やむを得ない状況を除き、京都市交通局の都合により掲載 を中止する場合は、この限りではありません。 ・広告の意匠申請において、掲載開始希望日以降も京都市交通局の承認 が得られない場合 ・また、申込者の都合により、掲載を開始している広告を中止する場合 なお、広告料の返還に伴う料金計算において、1円未満の端数が生じた 場合は、その端数を切り捨てます。
	広告の責務	申込者は広告の掲載に関し、広告主との間に紛争が発生した場合、又は 第三者に損害を与えた場合についても、京都市交通局はその責を負いま せん。この場合、申込者の責任において解決していただきます。
申 込 手 続 等	申込資格	申込者は広告主又は広告代理店等とします。
	申込方法	広告掲載申込書をダウンロードして、必要事項を記載・押印の上、以下 の申込先に郵送願います。
	申込期間	ご希望の掲載開始日の2か月前より随時受け付けます。募集枠全ての広告 掲載決定後は、受け付けを終了させていただきます。
	広告掲載の決定方法	京都市交通局広告掲出審査基準に基づき審査を行ったうえ、先着順で決 定します。
そ の 他	広告掲載の中止	掲載中の広告において、以下の場合について一方的に掲載を中止するこ とがあります。また、これにより申込者又は広告主に損害が生じた場合 においても、京都市交通局はその補てんの責を負いません。 ・京都市交通局広告掲出審査基準に反したとき ・広告主が法令に違反し又はそのおそれがあり、社会定期信用を大きく 低下させたとき ・広告主が国税、地方税その他公課の滞納処分もしくは強制執行を受け たと認められるとき ・広告主が倒産若しくは破産するおそれがあり、そのことにより広告料 の支払いをすることができないと認められるとき

	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告の意匠審査については、バナー画像のみならず、リンク先のホームページの等の内容についても行います。 ・ 継続して広告掲載している場合、途中での意匠変更については申し受けいたします。ただし、新たな意匠にて掲載開始より概ね1か月以上経過していることを条件とします。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間についても、掲載期間に含めます。 ・ 本要領に疑義が生じた場合は、京都市交通局の指示に従っていただきます。
	お申込み・お問い合わせ先	<p>京都市交通局営業推進室広告係</p> <p>〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町 12 番地</p> <p>TEL 075-863-5062</p> <p>FAX 075-863-5069</p> <p>E-mail sf_shinsa@city.kyoto.lg.jp</p>